

送配電等業務指針の変更案に対して受領した御意見・質問等と本機関の回答

| 項番 | 条項 | 意見・質問等 | 本機関回答 |
|----|----------|--|---|
| 1 | 第15条の4 | <p>2024年度までに卒FITを迎える電源も初回の容量市場への参加が可能になることから、ルールが固まり次第、十分な周知をお願いしたい。2019年度から卒FITが始まる住宅用太陽光についても、アグリゲートすれば発動指令電源として参加可能となるようだが、卒FIT電源の電力売買契約までにルールの確定及び十分な周知が行われないと、容量確保契約金額はアグリゲーターの追加的収益になるだけで電源設置者まで行き渡らない可能性、あるいは、すぐに契約変更が必要になる可能性があると考えられる。その意味では、早急な対応が必要となるように思われる。</p> | <p>実需給年度において卒FITとなる電源も容量市場のオークションへ参加が可能となることにつきましては、今後の事業者説明会などにおいても周知して参ります。なお、オークションの参加条件の詳細は容量市場業務マニュアルで記載する予定です。</p> |
| 2 | 第15条の4 | <p>安定電源提供者や変動電源提供者として容量市場に参加できる事業者は、これまでの制度設計の議論と整合をとり、基本的には「供給力を提供する事業者」である発電事業者に限定する方向でご検討をお願いします。</p> <p>仮に、「取次を業として行う事業者」がBGの代表者である発電契約者を含んでいる場合、電源等差替が既に認められている点と合わせますと、実質的にBG単位での入札が認められることと同等ではないかと考えます。BG単位での入札は、大規模BGであるほどBG内での調整がしやすく、BGの規模によって有利・不利が生じやすくなる課題があると、これまでの制度設計の議論で整理されております。</p> <p>なお、発電事業者のライセンスを取得できない、1,000kW以上10,000kW未満の安定した供給力を提供できる電源を持つ電気供給事業者も、「供給力を提供する事業者」と考えられるため、この場合は例外的に発電事業者でなくとも容量市場に参加できると整理すべきと考えます。</p> | <p>制度設計では下げディマンドリスポンスや小規模電源もアグリゲートして参加できると整理されておりますので、容量市場に参加できる事業者は発電事業者だけではなくこれらの事業者を含めた電気供給事業者（但し、参加条件を満たしている必要があります）としております。</p> <p>なお、容量市場ではたとえ取次を可能としても、BG単位ではなく電源（計量）単位で入札を頂くこと、電源等差替で使われる差替先電源等は容量市場システムで公開され誰でもアクセスできること等に鑑み、ご懸念のようなBG単位での入札と同等にはならないと考えております。</p> |
| 3 | 第245条第2項 | <p>（質問）</p> <p>「業務規程第168条2項で規定した本機関の公表内容うち、一般送配電事業者及び送電事業者が公表すべき内容については、一般送配電事業者及び送配電事業者が公表する。」と記載されているが、第12回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会の資料1において、広域機関は、情報の更新頻度等を定めることは出来るが、公表項目はエネ庁のガイドラインに従う旨を業務規程や送配電等業務指に記載することとなっていたとの認識。</p> <p>今回の規程の変更案では、第168条2項において、公表項目についても、国の政策方針又は審議会等における結果を考慮のうえ、広域機関で定めることができるような記載になっている点が、小委の整理と異なる。</p> <p>小委の整理であれば、ガイドラインの改正が前提であり、その際には従来どおりパブコメにより様々な方からのご意見聴取が可能となるが、今回の変更案ではそのステップ</p> | <p>機動性確保のため、ガイドラインに記載している項目以外に別表に項目を追加し公表する場合においては、資源エネルギー庁や関係事業者と調整の上、必要と認められた項目は別表に追加し公表することと致します。</p> <p>また、追加する項目を公表することが、会員その他の電気供給事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす場合は、業務規程第6条に基づき、会員その他の電気供給事業者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表することと致します。</p> |

| 項番 | 条項 | 意見・質問等 | 本機関回答 |
|----|----|---|-------|
| | | <p>が省略されてしまうのではないか。その点をどのように補完されることとお考えかご教示いただきたい。</p> <p>また、仮にこの変更案のまま指針を定める場合、系統情報の公表にあたって、実際に公表を行う一般送配電事業者や送配電事業者に対し、公表項目や頻度に関する意見照会等の機会は設定されるのか確認したい。</p> | |